

予算特別委員会資料

令和2年度予算説明書

建 築 住 宅 局

目 次

| | 頁 |
|--------------------|----|
| I 令和2年度予算の概要 | 1 |
| II 予算総括表 | 3 |
| III 一般会計 | |
| 1 歳入歳出予算一覧表 | 6 |
| 2 歳入予算の説明 | 8 |
| 3 歳出予算の説明 | 11 |
| 4 債務負担行為の説明 | 14 |
| IV 市営住宅事業費 | |
| 1 歳入歳出予算一覧表 | 16 |
| 2 歳入予算の説明 | 18 |
| 3 歳出予算の説明 | 22 |
| 4 債務負担行為の説明 | 26 |
| V 関連議案 | 27 |

I 令和2年度予算の概要

令和2年度 建築住宅局 予算の概要

令和2年度は、安心して豊かな住生活の実現に向け、住生活を取り巻く新たな情勢の変化に対応した取り組みを推進する。また、すべての建築物が安全で安心となるよう、空家空地対策や住宅の耐震化、質の高い市有建築物の整備・保全等に取り組む。

1. 住まいに関する総合支援

(1) 若年・子育て世帯の市内への定住・転入の促進を図るため、住宅ストックを活用し、ライフステージに応じた総合的な支援を実施する。

- ・子育て支援住宅取得補助制度の拡充
- ・新婚世帯に対する住居費・引越し費用の補助の拡充
- ・子育て世帯の住み替え支援の推進
- ・シェアハウスへの転用リフォーム補助の創設
- ・親・子世帯の近居・同居住み替え助成
- ・困窮するひとり親世帯に対する家賃補助
- ・学生向け特定目的市営住宅の募集及び目的外使用による学生への市営住宅提供 等

(2) 周辺の住環境に悪影響を及ぼすマンションの発生を予防するため、管理組合による適正管理を促進する。

- ・分譲マンション管理状況の届出制度等の創設

2. 市営住宅のマネジメント

第2次市営住宅マネジメント計画に基づき、良好な市営住宅ストックの形成・管理戸数の円滑な縮減を図る。また、次期市営住宅マネジメント計画策定に向けた検討を行う。

- ・建替え、廃止、耐震改修
- ・民間活力を活用した市営住宅の建替（桜の宮住宅・東多聞台住宅）
- ・UR都市機構からの借上市営住宅の買取り 等

3. 空家空地対策の推進

人口減少に伴い、増加傾向にある空家空地への取り組みを推進する。

- ・迷惑空き家予備軍解消のための老朽空家等解体補助制度の拡充
- ・保安上危険な空き家等の所有者への支援策の拡充
- ・管理が不適切な空き家等について、空家等対策特別措置法や空家空地条例に基づく措置 等

4. 耐震化の推進

神戸市耐震改修促進計画に基づき、将来の地震に備えた建築物等の耐震化を促進する。

- ・住宅・建築物の耐震化
- ・危険ブロック塀等の撤去助成 等

5. 市有建築物の維持・保全及び木材利用の促進

市有建築物の老朽化に伴う事故リスクの最小化を図るため、適切な整備と健全な維持・保全に取り組むとともに、「神戸市の公共建築物における木材利用促進に関する方針」に基づいた取り組みを推進する。

- ・施設保全パトロール及び安全対策補修
- ・天井部材耐震改修設計及び改修
- ・耐震診断及び改修
- ・木材利用の促進 等

Ⅱ 予 算 総 括 表

Ⅱ 予算総括表

(単位 千円)

| 歳 入 | | | 歳 出 | | |
|---------------|------------|-----------|---------------|------------|-----------|
| 会 計 別 | 金 額 | 備 考 | 会 計 別 | 金 額 | 備 考 |
| 一 般 会 計 | 2,686,395 | 別紙説明書のとおり | 一 般 会 計 | 5,643,969 | 別紙説明書のとおり |
| 市 営 住 宅 事 業 費 | 38,445,348 | 〃 | 市 営 住 宅 事 業 費 | 38,445,348 | 〃 |
| 合 計 | 41,131,743 | | 合 計 | 44,089,317 | |

Ⅲ 一 般 会 計

Ⅲ 一般会計

1 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

| 歳 入 | | |
|------------|-----------|-----------|
| 款 | 項 | 金 額 |
| 17 使用料及手数料 | | 61,857 |
| | 2 手数料 | 61,857 |
| 18 国庫支出金 | | 902,268 |
| | 2 補助金 | 902,268 |
| 19 県支出金 | | 209,041 |
| | 2 補助金 | 209,041 |
| 20 財産収入 | | 2,033 |
| | 1 財産運用収入 | 2,033 |
| 21 寄附金 | | 1,800 |
| | 1 寄附金 | 1,800 |
| 24 諸収入 | | 1,448,396 |
| | 3 事業収入 | 501,569 |
| | 5 貸付金元利収入 | 933,690 |
| | 7 雑収入 | 13,137 |
| 25 市債 | | 61,000 |
| | 1 市債 | 61,000 |
| 歳 入 | 合 計 | 2,686,395 |

(単位 千円)

| 歳 出 | | |
|----------|-------------|-----------|
| 款 | 項 | 金 額 |
| 2 総 務 費 | | 817,864 |
| | 4 財 産 管 理 費 | 817,864 |
| 11 住 宅 費 | | 4,826,105 |
| | 1 住 宅 総 務 費 | 4,826,105 |
| 歳 出 | 合 計 | 5,643,969 |

2 歳入予算の説明

(単位 千円)

| 款 項 目 節 | 本年度 | 前年度 | 比 較 | 説 明 |
|--------------------------|---------|---------|---------|---|
| 17 使用料及手数料 | 61,857 | 61,978 | △121 | |
| 2 手数料 | 61,857 | 61,978 | △121 | |
| 1 証紙収入 | 24,810 | 50,485 | △25,675 | |
| 1 証紙収入 | 24,810 | 50,485 | △25,675 | 建築確認申請等手数料 (会計室所管) |
| 7 土木手数料 | 37,047 | 11,493 | 25,554 | |
| 2 計画通知等 | 37,047 | 11,493 | 25,554 | 計画通知等手数料 |
| 18 国庫支出金 | 902,268 | 808,016 | 94,252 | |
| 2 補助金 | 902,268 | 808,016 | 94,252 | |
| 9 住宅費補助 | 902,268 | 808,016 | 94,252 | |
| 1 公営住宅建設事業等 推進費補助 | 862,968 | 768,716 | 94,252 | 定額補助,補助率 1/2,4.5/10,2/5, 1/3又は11.5/100 |
| 3 住宅市街地総合 整備費補助 | 17,250 | 15,000 | 2,250 | 補助率 10/10又は1/2 |
| 4 新婚新生活支援 事業費補助金 | 19,800 | 19,800 | — | 補助率 1/2 |
| 5 公的賃貸住宅家賃 対策調整補助金 | 2,250 | 4,500 | △2,250 | 補助率 1/2 |
| 19 県支出金 | 209,041 | 264,348 | △55,307 | |
| 2 補助金 | 209,041 | 264,348 | △55,307 | |
| 9 住宅費補助 | 209,041 | 264,348 | △55,307 | |
| 1 共同住宅バリアフリー 改修補助事業補助 | 747 | 871 | △124 | 補助率 1/2 |
| 2 簡易耐震診断推進 事業費補助 | 208,294 | 263,477 | △55,183 | 定額補助,補助率 1/4又は1/6 |

(単位 千円)

| 款 項 目 節 | 本年度 | 前年度 | 比 較 | 説 明 |
|---------------|-----------|-----------|---------|---------------------|
| 20 財産収入 | 2,033 | 62,557 | △60,524 | |
| 1 財産運用収入 | 2,033 | 62,557 | △60,524 | |
| 2 貸家料 | 2,033 | 2,693 | △660 | |
| 7 一般建物 | 2,033 | 2,693 | △660 | 狩口地域センター貸家料 |
| △ 貸地料 | — | 59,864 | △59,864 | |
| △ 都市計画用地 | — | 59,864 | △59,864 | |
| 21 寄附金 | 1,800 | 1,200 | 600 | |
| 1 寄附金 | 1,800 | 1,200 | 600 | |
| 2 其他寄附 | 1,800 | 1,200 | 600 | |
| 11 建築住宅局 | 1,800 | 1,200 | 600 | |
| 24 諸収入 | 1,448,396 | 1,397,171 | 51,225 | |
| 3 事業収入 | 501,569 | 419,602 | 81,967 | |
| 2 営繕工事事務 | 501,569 | 419,602 | 81,967 | 市有建築物の設計監理委託料, 事務費等 |
| 5 貸付金元利収入 | 933,690 | 964,519 | △30,829 | |
| 3 其他貸付金返還金 | 933,690 | 964,519 | △30,829 | |
| 10 住宅建設資金貸付金 | 914,483 | 943,031 | △28,548 | インナー高齢無利子融資貸付金元金返還金 |
| 11 住宅新築資金等貸付金 | 19,207 | 21,488 | △2,281 | 住宅新築資金等貸付金元利返還金 |
| 7 雑入 | 13,137 | 13,050 | 87 | |

(単位 千円)

| 款 項 目 節 | | 本年度 | 前年度 | 比 較 | 説 明 |
|---------|-------------|-----------|-----------|--------|-----------------|
| | 9 雑入 | 13,137 | 13,050 | 87 | |
| | 14 建築住宅局 | 13,137 | 13,050 | 87 | |
| 25 市債 | | 61,000 | 58,000 | 3,000 | |
| | 1 市債 | 61,000 | 58,000 | 3,000 | 起債承認見込額(行財政局所管) |
| | 9 其他 | 61,000 | 58,000 | 3,000 | |
| | 2 庁舎等整備事業公債 | 61,000 | 58,000 | 3,000 | |
| 合 計 | | 2,686,395 | 2,653,270 | 33,125 | |

3 歳出予算の説明

(2款) 総務費

(4項) 財産管理費

(単位 千円)

| 款 項 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 本年度の財源内訳 | | | | 備考 |
|-------------|---------|---------|--------|----------|--------|----------------|---------|----------------|
| | | | | 国県支出金 | 市債 | 其 他 特定財源 | 一般財源 | |
| 2 総 務 費 | 817,864 | 722,692 | 95,172 | 11,288 | 61,000 | 501,569 | 244,007 | |
| 4 財 産 管 理 費 | 817,864 | 722,692 | 95,172 | 11,288 | 61,000 | 501,569 | 244,007 | |
| 2 営 繕 費 | 817,864 | 722,692 | 95,172 | 11,288 | 61,000 | 501,569 | 244,007 | 諸収入 501,569 |

(2目) 営繕費

市有建築物の適切な整備と健全な維持・保全、木材利用の促進等を図る。

| | |
|-------------------|------------|
| 木材利用の促進 | 23,000 千円 |
| 施設保全推進事業 | 124,550 千円 |
| 公共建築物耐震化促進事業 | 24,200 千円 |
| 市有建築物の天井部材耐震改修 | 23,000 千円 |
| 市有建築物の維持・管理経費 | 148,702 千円 |
| 市有建築物の設計監理委託料等 | 471,883 千円 |
| シェアードESCO事業化可能性調査 | 2,529 千円 |
| 計 | 817,864 千円 |

(11款) 住宅費

(1項) 住宅総務費

(単位 千円)

| 款 項 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 本年度の財源内訳 | | | | 備考 |
|-------------------------|-----------|-----------|------------|-----------|----|-------------|-----------|--|
| | | | | 国県支出金 | 市債 | 其 他 特定財源 | 一般財源 | |
| 11 住 宅 費 | 4,826,105 | 4,549,910 | 276,195 | 1,100,021 | — | 993,310 | 2,732,774 | |
| 1 住 務 宅 費 | 4,826,105 | 4,549,910 | 276,195 | 1,100,021 | — | 993,310 | 2,732,774 | |
| 1 職 員 費 | 1,734,341 | 1,700,106 | 34,235 | — | — | — | 1,734,341 | |
| 2 住 務 宅 費 | 1,654,789 | 361,561 | 1,293,228 | 290,991 | — | 917,637 | 446,161 | 使用料及手数料 901 財産収入 2,033 諸収入 914,703 |
| 4 建 指 導 築 費 | 1,436,975 | 1,445,575 | △8,600 | 809,030 | — | 75,673 | 552,272 | 使用料及手数料 60,956 寄附金 1,800 諸収入 12,917 |
| △ 住 環 境 費 | — | 1,041,141 | △1,041,141 | — | — | — | — | |
| △ 特 定 優 良 貸 貸 住 宅 管 理 費 | — | 1,527 | △1,527 | — | — | — | — | |

(1目) 職員費

建築住宅局職員の給料及び諸手当等

1,734,341 千円

(2目) 住宅総務費

市民の安心で豊かな生活の実現のため、住宅ストックの活用・更新による、よりよい住環境の確保を支援する。また、住宅に関する相談・情報提供・普及啓発の機能を担う、神戸市すまいとまちの安心支援センター「すまいるネット」の運営等を行う。

| | |
|-----------------------|--------------|
| 子育て支援住宅取得補助制度 | 158,800 千円 |
| 結婚新生活支援事業 | 60,421 千円 |
| 子育て支援住み替え助成事業等 | 84,249 千円 |
| シェアハウスへの転用リフォーム補助 | 25,000 千円 |
| 分譲マンション管理支援事業 | 23,268 千円 |
| すまいの相談機能の設置 | 4,000 千円 |
| 住宅確保要配慮者の家賃負担補助 | 52,587 千円 |
| 親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業 | 12,257 千円 |
| 神戸市すまいとまちの安心支援センターの運営 | 167,759 千円 |
| インナーシティ高齢者特別賃貸住宅無利子融資 | 989,824 千円 |
| 従前居住者用賃貸住宅家賃補助(入江住宅) | 20,932 千円 |
| 狩口地域センターの管理 | 6,805 千円 |
| すまい審議会の運営等 | 48,887 千円 |
| 計 | 1,654,789 千円 |

(4目) 建築指導費

安全で安心なすまい・まちづくりを展開するとともに、「空家等対策の推進に関する特別措置法」、「神戸市空家空地対策の推進に関する条例」に基づいて、総合的な空家空地対策を推進する。

また、「神戸市耐震改修促進計画[2016-2020]」の目標達成のため、耐震化をさらに促進する。

| | |
|-------------------|--------------|
| 総合的な空家空地対策の推進 | 544,694 千円 |
| 危険ブロック塀等撤去助成事業 | 30,000 千円 |
| 住宅・建築物の耐震化促進 | 747,482 千円 |
| エレベーター防災対策改修補助事業 | 7,764 千円 |
| 建築物の安全安心に関する事業の実施 | 3,715 千円 |
| 共同住宅バリアフリー改修補助 | 14,010 千円 |
| バリアフリー住宅改修補助 | 13,403 千円 |
| 特殊建築物定期調査報告関連事業 | 6,311 千円 |
| 吹付けアスベスト除去等補助事業 | 21,000 千円 |
| 建築行政経費等 | 48,596 千円 |
| 計 | 1,436,975 千円 |

4 債務負担行為の説明

(単位 千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 | 備 考 |
|------------|--------------|-------|-----|
| 木材利用環境整備事業 | 令和 2 ～ 3 年 度 | 3,000 | |

IV 市營住宅事業費

IV 市営住宅事業費

1 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

| 歳 入 | | |
|--------------|-----------------|------------|
| 款 | 項 | 金 額 |
| 1 市営住宅建設事業収入 | | 12,593,143 |
| | 1 国 庫 支 出 金 | 3,044,290 |
| | 2 財 産 収 入 | 2,244,336 |
| | 3 繰 入 金 | 2,799,516 |
| | 4 繰 越 金 | 1 |
| | 5 市 債 | 4,505,000 |
| 2 市営住宅管理事業収入 | | 25,852,205 |
| | 1 使 用 料 及 手 数 料 | 12,954,927 |
| | 2 国 庫 支 出 金 | 3,923,188 |
| | 3 財 産 収 入 | 55,390 |
| | 4 繰 入 金 | 1,743,956 |
| | 5 繰 越 金 | 1 |
| | 6 諸 収 入 | 1,524,743 |
| | 7 市 債 | 5,650,000 |
| 歳 入 合 計 | | 38,445,348 |

(単位 千円)

| 歳 出 | | |
|-------------|-------------|------------|
| 款 | 項 | 金 額 |
| 1 市営住宅建設事業費 | | 12,593,143 |
| | 1 市営住宅建設事業費 | 12,593,143 |
| 2 市営住宅管理事業費 | | 25,842,205 |
| | 1 市営住宅管理事業費 | 16,018,601 |
| | 2 他会計へ繰出金 | 9,823,604 |
| 3 予備費 | | 10,000 |
| | 1 予備費 | 10,000 |
| 歳 出 | 合 計 | 38,445,348 |

2 歳入予算の説明

(単位 千円)

| 款 項 目 節 | 本年度 | 前年度 | 比 較 | 説 明 |
|----------------------|------------|------------|------------|--------------------------|
| 1 市営住宅建設事業収入 | 12,593,143 | 16,026,274 | △3,433,131 | |
| 1 国庫支出金 | 3,044,290 | 5,481,427 | △2,437,137 | |
| 1 負担金 | 3,044,290 | 5,481,427 | △2,437,137 | |
| 1 公営住宅建設負担金 | 3,044,290 | 5,481,427 | △2,437,137 | 認証額の2/3,1/2, 4.5/10又は1/3 |
| 2 財産収入 | 2,244,336 | 3,176,322 | △931,986 | |
| 1 財産売払収入 | 2,244,335 | 3,166,386 | △922,051 | |
| 1 住宅敷地売却代 | 2,244,335 | 3,166,386 | △922,051 | |
| 2 基金収入 | 1 | 1 | — | |
| 1 市営住宅敷金等 積立基金収入 | 1 | 1 | — | |
| △ 財産運用収入 | — | 9,935 | △9,935 | |
| △ 住宅敷地貸地料 | — | 9,935 | △9,935 | |
| 3 繰入金 | 2,799,516 | 2,056,976 | 742,540 | |
| 1 一般会計繰入金 | 408,088 | 484,642 | △76,554 | |
| 1 一般会計繰入金 | 408,088 | 484,642 | △76,554 | 一般会計からの所要額の繰入 |
| 2 市営住宅敷金等 積立基金繰入金 | 2,391,428 | 1,572,334 | 819,094 | |
| 1 市営住宅敷金等 積立基金繰入金 | 2,391,428 | 1,572,334 | 819,094 | |
| 4 繰越金 | 1 | 1 | — | |
| 1 繰越金 | 1 | 1 | — | |

(単位 千円)

| 款 項 目 節 | 本年度 | 前年度 | 比 較 | 説 明 |
|----------------|------------|------------|------------|-----------------|
| 5 市債 | 4,505,000 | 5,311,000 | △806,000 | 起債承認見込額 |
| 1 市営住宅建設事業公債 | 4,505,000 | 5,311,000 | △806,000 | |
| 1 市営住宅建設事業公債 | 4,505,000 | 5,311,000 | △806,000 | |
| △ 諸収入 | — | 548 | △548 | |
| △ 雑入 | — | 548 | △548 | |
| △ 雑入 | — | 548 | △548 | |
| 2 市営住宅管理事業収入 | 25,852,205 | 31,077,203 | △5,224,998 | |
| 1 使用料及手数料 | 12,954,927 | 13,276,897 | △321,970 | |
| 1 市営住宅使用料 | 12,954,927 | 13,276,897 | △321,970 | |
| 1 市営住宅 | 12,872,139 | 13,197,238 | △325,099 | |
| 2 住宅施設等 | 82,788 | 79,659 | 3,129 | |
| 2 国庫支出金 | 3,923,188 | 6,265,016 | △2,341,828 | |
| 1 補助金 | 3,923,188 | 6,265,016 | △2,341,828 | |
| 1 家賃低減対策費補助 | 142,242 | 95,798 | 46,444 | 補助率 1/2 |
| 2 既設公営住宅改善事業補助 | 3,780,946 | 6,169,218 | △2,388,272 | 補助率 1/2又は4.5/10 |
| 3 財産収入 | 55,390 | 63,372 | △7,982 | |
| 1 財産運用収入 | 41,600 | 46,644 | △5,044 | |
| 1 住宅敷地貸地料 | 38,207 | 43,251 | △5,044 | |

(単位 千円)

| 款 項 目 節 | 本年度 | 前年度 | 比 較 | 説 明 |
|---------------------|-----------|-----------|----------|---------------|
| 2 一般建物貸家料 | 3,393 | 3,393 | — | |
| 2 財産売払収入 | 2 | 2 | — | |
| 1 土地売却代 | 1 | 1 | — | |
| 2 物品売却代 | 1 | 1 | — | |
| 3 基金収入 | 13,788 | 16,726 | △2,938 | |
| 1 市営住宅敷金等 積立基金 | 13,788 | 16,726 | △2,938 | 預金利子等 |
| 4 繰入金 | 1,743,956 | 2,543,063 | △799,107 | |
| 1 一般会計繰入金 | 1,583,946 | 1,633,053 | △49,107 | |
| 1 一般会計繰入金 | 1,583,946 | 1,633,053 | △49,107 | 一般会計からの所要額の繰入 |
| 2 基金繰入金 | 160,010 | 910,010 | △750,000 | |
| 1 市営住宅敷金等 積立基金繰入 | 160,010 | 910,010 | △750,000 | |
| 5 繰越金 | 1 | 1 | — | |
| 1 繰越金 | 1 | 1 | — | |
| 6 諸収入 | 1,524,743 | 1,461,505 | 63,238 | |
| 1 納付金 | 797,403 | 818,200 | △20,797 | |
| 1 納付金 | 797,403 | 818,200 | △20,797 | |
| 2 雑入 | 727,340 | 643,305 | 84,035 | |
| 1 延滞金加算金及過料 | 9,503 | 10,248 | △745 | 住宅使用料等延滞金 |

(単位 千円)

| 款 項 目 節 | | 本年度 | 前年度 | 比 較 | 説 明 |
|---------|--------------|------------|------------|------------|---------|
| | 2 弁償金 | 100,230 | 99,318 | 912 | |
| | 3 住宅保証金 | 110,010 | 98,193 | 11,817 | |
| | 4 雑入 | 507,597 | 435,546 | 72,051 | 共益費等 |
| | 7 市債 | 5,650,000 | 7,462,000 | △1,812,000 | 起債承認見込額 |
| | 1 市営住宅管理事業公債 | 5,650,000 | 7,462,000 | △1,812,000 | |
| | 1 市営住宅管理事業公債 | 5,650,000 | 7,462,000 | △1,812,000 | |
| | △ 分担金及負担金 | — | 5,349 | △5,349 | |
| | △ 計画修繕事業負担金 | — | 5,349 | △5,349 | |
| | △ 計画修繕事業費負担金 | — | 5,349 | △5,349 | |
| | 合 計 | 38,445,348 | 47,103,477 | △8,658,129 | |

3 歳出予算の説明

(1款) 市営住宅建設事業費

(1項) 市営住宅建設事業費

(単位 千円)

| 款 項 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 本年度の財源内訳 | | | | 備考 |
|---------------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|----------------|---------|---|
| | | | | 国県支出金 | 市債 | 其 他 特定財源 | 一般財源 | |
| 1 市 営 住 宅 建 設 事 業 費 | 12,593,143 | 16,026,274 | △3,433,131 | 3,044,290 | 4,505,000 | 4,635,765 | 408,088 | |
| 1 市 営 住 宅 建 設 事 業 費 | 12,593,143 | 16,026,274 | △3,433,131 | 3,044,290 | 4,505,000 | 4,635,765 | 408,088 | |
| 1 職 員 費 | 407,589 | 474,549 | △66,960 | — | — | 500 | 407,089 | 繰入金 500 |
| 2 建 設 費 | 12,185,554 | 15,551,725 | △3,366,171 | 3,044,290 | 4,505,000 | 4,635,265 | 999 | 財産収入 2,244,336 繰入金 2,390,928 繰越金 1 |

(1目) 職員費

建築住宅局職員の給料及び諸手当等 407,589 千円

(2目) 建設費

平成23年度～令和2年度を計画期間とする「第2次市営住宅マネジメント計画」に基づき、建替え・廃止等をバランスよく行い、良好な市営住宅ストックの形成、管理戸数の円滑な縮減、健全な市営住宅会計の確保を図る。

また、市営住宅マネジメント計画の円滑な推進のため、土地売却代を市営住宅敷金等積立基金に造成する。

市営住宅マネジメント計画の推進等 9,941,219 千円

(桜の宮住宅、東多聞台住宅の建替えなど)

基金積立金 2,244,335 千円

計 12,185,554 千円

(2款) 市営住宅管理事業費

(1項) 市営住宅管理事業費

(単位 千円)

| 款 項 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 本年度の財源内訳 | | | | 備考 |
|---------------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-------------|-----------|--|
| | | | | 国県支出金 | 市債 | 其 他 特定財源 | 一般財源 | |
| 2 市 営 住 宅 管 理 事 業 費 | 25,842,205 | 31,067,203 | △5,224,998 | 3,923,188 | 5,650,000 | 14,695,071 | 1,573,946 | |
| 1 市 営 住 宅 管 理 事 業 費 | 16,018,601 | 20,808,181 | △4,789,580 | 3,923,188 | 5,650,000 | 1,460,250 | 4,985,163 | |
| 1 職 員 費 | 320,514 | 255,708 | 64,806 | — | — | — | 320,514 | |
| 2 管 理 費 | 15,698,087 | 20,552,473 | △4,854,386 | 3,923,188 | 5,650,000 | 1,460,250 | 4,664,649 | 使用料及手数料 517,524 財産収入 55,390 繰入金 160,010 繰越金 1 諸収入 727,325 |

(1目) 職員費

建築住宅局職員の給料及び諸手当等 320,514 千円

(2目) 管理費

市営住宅の維持管理・修繕等を実施する。

| | |
|------------------|---------------|
| 市営住宅指定管理料 | 3,881,347 千円 |
| 市営住宅の耐震改修事業 | 2,858,679 千円 |
| 市営住宅の計画修繕・高額修繕 | 4,392,117 千円 |
| UR借上市営住宅買取事業 | 2,309,684 千円 |
| 借上市営住宅の借上料 | 1,042,959 千円 |
| 借上市営住宅戸別返還事業 | 159,110 千円 |
| 借上市営住宅の住み替え斡旋の促進 | 162,828 千円 |
| 家賃滞納対策 | 28,000 千円 |
| 市営住宅管理システム改修 | 20,000 千円 |
| 敷金の基金造成及び敷金の返還 | 270,020 千円 |
| 住宅管理事務費等 | 573,343 千円 |
| 計 | 15,698,087 千円 |

(2項) 他会計へ繰出金

(単位 千円)

| 款 項 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 本年度の財源内訳 | | | | 備考 |
|------------------------|-----------|------------|----------|----------|----|----------------|------------|---|
| | | | | 国県支出金 | 市債 | 其 他 特定財源 | 一般財源 | |
| 2 市 営 住 宅 管 理 事 業 費 | | | | | | | | |
| 2 他 会 計 へ 繰 出 金 | 9,823,604 | 10,259,022 | △435,418 | — | — | 13,234,821 | △3,411,217 | |
| 1 公 債 費 へ 繰 出 金 | 9,823,604 | 10,259,022 | △435,418 | — | — | 13,234,821 | △3,411,217 | 使用料及手数料 12,437,403 諸収入 797,418 |

(1目) 公債費へ繰出金

市営住宅建設等のために発行した市債の既発行分にかかる
元利等の返還を行う。

| | |
|--------|--------------|
| 元金償還 | 8,491,895 千円 |
| 借入金利子等 | 1,331,709 千円 |
| 計 | 9,823,604 千円 |

(3款) 予 備 費

(1項) 予 備 費

(単位 千円)

| 款 項 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|---------|--------|--------|----|-----------------|-----|-------------|--------|-----|
| | | | | 国県支出金 | 市 債 | 其 他 特定財源 | 一般財源 | |
| 3 予 備 費 | 10,000 | 10,000 | — | — | — | — | 10,000 | |
| 1 予 備 費 | 10,000 | 10,000 | — | — | — | — | 10,000 | |
| 1 予 備 費 | 10,000 | 10,000 | — | — | — | — | 10,000 | |

(1目) 予 備 費

10,000 千円

4 債務負担行為の説明

(単位 千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 | 備 考 |
|----------------------|----------|-----------|-----|
| 令和2年度 公営住宅等建替等 | 令和2～5年度 | 3,215,000 | |
| 令和2年度 公営住宅等耐震改修 | 令和2～3年度 | 560,000 | |
| 令和2年度 民間借上市営住宅戸別返還業務 | 令和2～10年度 | 28,000 | |
| 令和2年度 借上公営住宅(継続) | 令和2～7年度 | 142,000 | |

V 關 連 議 案

1. 改正の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「基準省令」という。）が一部改正され、令和元年 11 月に施行されたことにより、法に基づく各認定の評価方法に変更が生じたため、神戸市手数料条例（以下「手数料条例」という。）を改正する。

2. 改正の概要

①エネルギー消費性能向上計画認定における複数建築物の申請の新設による改正

（手数料条例第 2 条第 132 の 14 の 3、第 132 の 15、第 132 の 17、第 132 の 18 の 3）

法改正により、省エネ性能の高い建築物の計画を認定するエネルギー消費性能向上計画認定において、複数の建築物をまとめて認定審査することが可能になった。そのため、複数の建築物の認定手数料等についての改正を行う。

②共同住宅等の簡易な評価方法の追加による改正

（手数料条例第 2 条第 132 の 11～第 132 の 12 の 2、第 132 の 15、第 132 の 18）

基準省令改正により、共同住宅等の建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）に基づく評価に、共用部分を評価しなくてもよい方法が追加された。そのため、認定手数料の算定根拠となる面積について、共用部分の面積を除くよう改正を行う。

③省エネ基準適合認定における評価方法の追加による改正

（手数料条例第 2 条第 132 の 18）

基準省令改正により、既存建築物の省エネ基準への適合を認定する場合に、評価方法が追加された。そのため、追加された評価方法の認定手数料についての改正を行う。

3. 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

第22号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件

神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第132号の11ア中「住宅以外の住宅の新築等に係る部分の床面積」の次に「（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この号から第132号の18の3までにおいて「基準省令」という。）第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあっては、当該住宅の共用部分（同項第1号の共用部分をいう。以下この号から第132号の18までにおいて同じ。）の床面積を除く。以下この号において同じ。）」を加え、同条第132号の12ア(イ)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この号から第132号の18の3までにおいて「基準省令」という。）」を「基準省令」に改め、同条第132号の12の2中「住宅の用途の新築等に係る部分の床面積」の次に「（基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあっては、当該建築物の住宅の用途の共用部分の床面積を除く。）」を加え、同条第132号の14の3を次のように改める。

（132の14の3） 建築物省エネルギー法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号及び次号において「確保計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号及び次号において「適合性判定」という。）に対する審査

ア イに掲げる場合以外の場合

(ア) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による場合

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては23万8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては38万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メ

一トール未満のものにあつては56万3,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては68万9,000円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては82万3,000円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては93万5,000円，5万平方メートル以上のものにあつては118万7,000円

(イ) 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合

1件につき，非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては9万3,000円，300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては15万8,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては26万4,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては33万9,000円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては41万5,000円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては48万2,000円，5万平方メートル以上のものにあつては64万4,000円

(ウ) 基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する方法による場合

a 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による場合（同号の非住宅建築物に係る増築又は改築（以下この号及び第132号の18において「増築等」という。）であつて，当該増築等の部分以外の非住宅部分の一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。この号及び第132号の18において同じ。）を基準一次エネルギー消費量（同イの基準一次エネルギー消費量をいう。この号及び第132号の18において同じ。）で除して得た数値が1.2以上である場合に限る。）

当該増築等の非住宅部分の床面積の合計に応じた(ア)の額

b 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合（同号の非住宅建築物に係る増築等であつて，当該増築等の部分以外の非住宅部分の一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除して得た数値が1.2以上である場合に限る。）

当該増築等の非住宅部分の床面積の合計に応じた(イ)の額

c a 及び b に掲げる場合以外の場合

非住宅部分の床面積の合計に応じた(ア)の額

イ 建築物省エネルギー法第29条第3項に規定する他の建築物に係る審査を行う場合（確保計画に係る評価方法と建築物省エネルギー法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が同一である場合に限る。）

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万5,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては10万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては15万1,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては19万8,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万9,000円、5万平方メートル以上のものにあつては35万2,000円

第2条第132号の15ア(ア)a中「1件」の次に「(建築物省エネルギー法第29条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。以下この号において同じ。)」を加え、同号イ(ア)中「住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積」の次に「(基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。(イ)において同じ。)」を加え、同号ウ中「に住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積」の次に「(基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては、当該住宅部分の共用部分の床面積を除く。)」を加え、同条第132号の17中「1件」の次に「(建築物省エネルギー法第29条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。)」を加え、同条第132号の18ア(ア)a中「基準省令第1条第1項第1号に規定する基準による場合(bに掲げる場合を除く。)」を「基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による場合」に改め、同号ア(ア)に次のように加える。

- c 基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する方法による場合
- (a) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による場合（同号の非住宅建築物に係る増築等であって，当該増築等の部分以外の非住宅部分の一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除して得た数値が1.2以上である場合に限る。）

当該増築等の非住宅部分の床面積の合計に応じた a の額

- (b) 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合（同号の非住宅建築物に係る増築等であって，当該増築等の部分以外の非住宅部分の一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除して得た数値が1.2以上である場合に限る。）

当該増築等の非住宅部分の床面積の合計に応じた b の額

- (c) (a)及び(b)に掲げる場合以外の場合

非住宅部分の床面積の合計に応じた a の額

第2条第132号の18イ(ア)a中「住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積」の次に「(基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては，当該住宅の共用部分の床面積を除く。次のbにおいて同じ。)」を加え，同号イ(ア)b中「基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)」を「基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)，同号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)又は同号イ(3)及び同号ロ(3)」に改め，同号イ(イ)中「住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積」の次に「(基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては，当該住宅の共用部分の床面積を除く。)」を加え，同号ウ中「に住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積」の次に「(基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては，当該住宅の共用部分の床面積を除く。)」を加え，同条第132号の18の3中「1件」を「当該証明書の交付を受けようとする1の建築物」に，同条第158号中「次条及び第4条」を「次条から第4条の4まで」に改める。

別表第7 11の項及び12の項中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「，圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の一部を改正する法律等及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部を改正する政令の施行に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市手数料条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(手数料)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(132の10) 略

(132の11) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（一戸建ての住宅又は共同住宅，長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の新築等（低炭素化促進法第53条に規定する低炭素化のための建築物の新築等をいう。以下第132号の14までにおいて同じ。）に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査

ア 申請に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

1件につき、一戸建ての住宅の新築等に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては3万9,000円，200平方メートル以上のものにあつては4万4,000円，共同住宅，長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の新築等に係る部分の床面積 _____

（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この号から第132号の18の3までにおいて「基準

_____の合計が300平方メートル未満のものにあつては7万6,000円，300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては12万8,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては22万5,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては31万2,000円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては60万6,000円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては104万7,000円，5万平方メートル以上のものにあつては192万5,000円

イ 略

(132の12) 低炭素化促進法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（一戸建ての住宅及び共同住宅，長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅以外の建築物（以下第132号の14までにおいて「非住宅建築物」という。）に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査

ア 申請に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

(ア) 略

(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を

省令」という。）第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては，当該住宅の共用部分（同項第1号の共用部分をいう。以下この号から第132号の18までにおいて同じ。）の床面積を除く。以下この号において同じ。）

基準省令

1 件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては23万8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては38万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては56万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては68万9,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては82万3,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては93万5,000円、5万平方メートル以上のものにあつては118万7,000円

イ 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合

1 件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては9万3,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては15万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては26万4,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては33万9,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては41万5,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては48万2,000円、5万平方メートル以上のものにあつては64万4,000円

1 件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては23万8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては38万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては56万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては68万9,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては82万3,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては93万5,000円、5万平方メートル以上のものにあつては118万7,000円

(イ) 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合

1 件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては9万3,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては15万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては26万4,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては33万9,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては41万5,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては48万2,000円、5万平方メートル以上のものにあつては64万4,000円

(ウ) 基準省令第1条第1項第1号ただし

書に規定する方法による場合

a 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による場合（同号の非住宅建築物に係る増築又は改築（以下この号及び第132号の18において「増築等」という。）であって、当該増築等の部分以外の非住宅部分の一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。この号及び第132号の18において同じ。）を基準一次エネルギー消費量（同イの基準一次エネルギー消費量をいう。この号及び第132号の18において同じ。）で除して得た数値が1.2以上である場合に限る。）

当該増築等の非住宅部分の床面積の合計に応じた(ア)の額

b 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合（同号の非住宅建築物に係る増築等であって、当該増築等の部分以外の非住宅部分の一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除して得た数値が1.2以上である場合に限る。）

当該増築等の非住宅部分の床面積の合計に応じた(イ)の額

c a及びbに掲げる場合以外の場合

非住宅部分の床面積の合計に応じた(ア)の額

イ 建築物省エネルギー法第29条第3項に規定する他の建築物に係る審査を行う場合（確保計画に係る評価方法と建築物省エネルギー法第29条第1項の規定に基づ

く建築物エネルギー消費性能向上計画の
評価方法が同一である場合に限る。)

1 件につき、非住宅部分の床面積の合
計が300平方メートル未満のものにあつて
は1万2,000円、300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のものにあつては
3万5,000円、2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のものにあつては
10万3,000円、5,000平方メートル以上1
万平方メートル未満のものにあつては15
万1,000円、1万平方メートル以上2万
5,000平方メートル未満のものにあつては
19万8,000円、2万5,000平方メートル以
上5万平方メートル未満のものにあつて
は23万9,000円、5万平方メートル以上の
ものにあつては35万2,000円

(132の14の4) 略

(132の15) 建築物省エネルギー法第29条第1
項の規定に基づく建築物エネルギー消費性
能向上計画（以下この号及び次号において
「性能向上計画」という。）の認定の申請に
対する審査

ア 申請に係る建築物が非住宅部分のみか
らなる建築物の場合

(ア) 申請に係る性能向上計画が建築物省
エネルギー法第30条第1項第1号に規
定する基準に適合することを証する書
面が添付されていない場合

a 基準省令第10条第1号に規定する
基準による場合（bに掲げる場合を
除く。）

1 件 _____

（建築物省エネルギー法第29
条第3項の規定により、同条第1項

_____につき，認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては23万8,000円，300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては38万8,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては56万3,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては68万9,000円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては82万3,000円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては93万5,000円，5万平方メートル以上のものにあつては118万7,000円

b 略

(イ) 略

イ 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する住宅部分（以下この号及び第132号の18において「住宅部分」という。）のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る性能向上計画が建築物省エネルギー法第30条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

1件につき，一戸建ての住宅の認定

の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を性能向上計画に記載する場合は，1の建築物ごとに1件とする。以下この号において同じ。）

の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては3万7,000円，200平方メートル以上のものにあつては4万2,000円，共同住宅，長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積

_____の合計が300平方メートル未満のものにあつては7万4,000円，300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては12万6,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては22万2,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては31万円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては60万4,000円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては104万5,000円，5万平方メートル以上のものにあつては192万3,000円

(イ) 略

ウ 申請に係る建築物が基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物（以下この号及び第132号の18において「複合建築物」という。）の場合

1件につき，非住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じたアに定める額に住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積_____

（基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては，当該住宅の共用部分の床面積を除く。（イ）において同じ。）

（基準省令第4条第3項の設計一

_____に応じたイに

定める額を加算した額

(132の16) 略

(132の17) 建築物省エネルギー法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

1件 _____

_____につ

き、第132号の15の規定を準用して得られる額。この場合において同号の規定中「認定の申請に係る部分の床面積」とあるのは、「建築物省エネルギー法第31条第1項の規定に基づく変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第1号又は第2号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

(132の18) 建築物省エネルギー法第36条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査

ア 申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

a 基準省令第1条第1項第1号に規

次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあっては、当該住宅部分の共用部分の床面積を除く。)

(建築物省エネルギー法第29条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。)

基準省令第1条第1項第1号イに

_____の合計
が300平方メートル未満のものにあつては7万4,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては12万6,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては22万2,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては31万円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては60万4,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては104万5,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては192万3,000円

b 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合(共同住宅, 長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅にあつては全ての住戸が同基準による場合に限る。)

1件につき, 一戸建ての住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては2万円, 200平方メートル以上のものにあつては2万2,000円, 共同住宅, 長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては3万7,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては6万6,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メ

除く。次のbにおいて同じ。)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2), 同号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)又は同号イ(3)及び同号ロ(3)

一トル未満のものにあつては12万6,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては18万1,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては32万8,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては53万3,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては94万円

- (イ) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき, 一戸建ての住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては6,900円, 200平方メートル以上のものにあつては7,400円, 共同住宅, 長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積 _____

_____の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては2万8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては6万6,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては10万3,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平

(基準省
令第4条第3項の設計一次エネルギー
消費量を同項第2号の数値とする場合
にあつては, 当該住宅の共用部分の床
面積を除く。)

方メートル未満のものにあつては16万5,000円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万4,000円，5万平方メートル以上のものにあつては36万8,000円

ウ 申請に係る建築物が複合建築物の場合
1件につき，非住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じたアに定める額に住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積 _____
_____ に応じたイに定める額を加算した額

(132の18の2) 略

(132の18の3) 建築物省エネルギー法施行規則第29条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付

1件につき，第132号の15の規定を準用して得られる額。この場合において，同号中「認定の申請に係る部分の床面積」とあるのは，「軽微な変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第1号又は第2号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあつては，当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

(132の19)～(157) 略

(158) 前各号，次条及び第4条に定めのない事項の証明 1件につき 300円

別表第7（第4条の3関係）

| | |
|-------|-----|
| 事務の区分 | 手数料 |
|-------|-----|

（基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては，当該住宅の共用部分の床面積を除く。）

当該証明書の交付を受けようとする1の建築物

次条から第4条の4まで

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

| 略 | 略 | | | | |
|---|--|---|------------------------------------|--|--|
| 11 高压ガス | 略 | 略 | | | |
| 保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高压ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査 | 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器を除く。） | 略 | , 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器 | | |
| | | 略 | | | |
| | | 略 | | | |
| | | 略 | | | |
| | 略 | 略 | | | |
| 12 高压ガス | 略 | 略 | | | |
| 保安法施行令第18条第2項第4号の規定に基づく高压ガス保安法第49条第1項に規定する容器再検査 | 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器を除く。） | 略 | , 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器 | | |
| | | 略 | | | |
| | | 略 | | | |
| | | 略 | | | |
| | 略 | 略 | | | |
| 略 | 略 | 略 | | | |

第 23 号議案 神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の件

1. 改正の概要

- (1) 連帯保証人に関する規定を削除する。
- (2) 令和 2 年度に新たに管理開始する神戸市営住宅王塚駐車を別表第 5 に追加する。

2. 施行期日

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、神戸市営住宅王塚駐車を別表に追加する改正規定は、公布の日から起算して 10 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

第23号議案

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の件
神戸市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例
神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号）の一部を次のように改正する。
第18条第2項第1号中「連帯保証人の連署する」を削り、同条中第3項を削り、
第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。
別表第5第1号アの表に次のように加える。

| | | |
|----------|-----------------|-----------------|
| 神戸市営王塚住宅 | 神戸市営住宅王塚駐 車場 | 神戸市西区王塚台2 丁目 |
|----------|-----------------|-----------------|

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第5第1号アの表の改正規定は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の神戸市営住宅条例（以下「新条例」という。）第18条第2項第1号の規定は、令和2年4月1日以後に市営住宅に入居する者について適用し、同日前に市営住宅に入居する者については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新条例第18条第2項第1号及び別表第5第1号アの表神戸市営王塚住宅の項の規定を施行するために必要な手続及び許可その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の例によりすることができる。

理 由

連帯保証人に関する規定を削除する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市営住宅条例 ぬきがき

(____は，改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(入居者の手続等)

第18条 略

2 第15条第3項若しくは第4項，前条第2項若しくは第3項又は前項の規定により市営住宅の入居者として決定された者（以下「入居決定者」という。）は，当該決定に係る通知のあった日から10日を経過する日（市長がやむを得ない事情があると認めるときは，市長が定める期間）までに次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 連帯保証人の連署する使用証書その他の規則で定める書類を提出すること。

(2) 略

3 前項第1号の連帯保証人は，次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 本市の区域（市長がやむを得ない事情があると認めるときは，市長が特に認める近隣市町の区域）に居住する者であること。

(2) 独立の生計を営み，かつ，入居決定者と同等以上の収入がある者であること。

4 略

5 略

別表第5（第62条関係）

(1) 公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたもの

| 公営住宅 の名称 | 駐車場の 名称 | 駐車場の 位置 |
|-------------|------------|------------|
| | | |

3

4

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

| 略 | 略 | 略 |
|-----------------------------|----------------------------|--------------------|
| 神戸市営 リバーサ イド玉津 南住宅 | 神戸市営 住宅玉津 南第2駐 車場 | 神戸市西 区玉津町 上池 |
| _____ | _____ | _____ |
| _____ | _____ | _____ |

イ 略

(2)～(4) 略

| | | |
|----------------------|------------------------------|------------------------------|
| | | |
| <u>神戸市営 王塚住宅</u> | <u>神戸市営 住宅王塚 駐車場</u> | <u>神戸市西 区王塚台 2丁目</u> |

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。